

政令第 号

車両制限令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条の四第五項、第四十七条の十第五項及び第四十八条の五十九第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の前に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 道路との関係において必要とされる車両についての制限（第三条 第十四条）

第三章 限度超過車両の通行に係る許可の申請その他の手続に関し必要な事項（第十五条 第二十一条）

第四章 雑則（第二十二条・第二十三条）

附則

第一章 総則

第一条中「ため、」を「ために」に改め、「制限」の下に「及び限度超過車両の通行に係る許可の申請その他の手続に関し必要な事項について」を加える。

第二条の次に次の章名を付する。

## 第二章 道路との関係において必要とされる車両についての制限

第十四条の次に次の章名を付する。

## 第三章 限度超過車両の通行に係る許可の申請その他の手続に関し必要な事項

第二十条を第二十三条とし、第十九条を第二十二条とし、第十八条の次に次の三条及び章名を加える。

### (限度超過車両の登録の手数料)

第十九条 法第四十七条の四第五項の手数料の額は、同条第一項の登録又は同条第二項の登録の更新に係る申請一件につき五千円とする。

### (登録車両の通行に関する確認の手数料)

第二十条 法第四十七条の十第五項の手数料の額は、同条第一項の規定による求め一件につき六百円とする。  
。ただし、当該求めに係る同条第二項第二号に掲げる出発地及び目的地が一の都道府県の区域内にある場

合には、当該求め一件につき四百円を超えない範囲内において同条第四項の規定により判定基準が定められている当該都道府県の区域内の道路の延長及び構造を勘案して当該都道府県ごとに国土交通大臣が定める額とする。

(指定登録確認機関が登録等事務を行う場合の手数料)

第二十一条 法第四十八条の五十九第一項第一号に掲げる者が同項の規定により指定登録確認機関に納付しなければならない手数料の額は、第十九条に規定する額とする。

2 法第四十八条の五十九第一項第二号に掲げる者が同項の規定により指定登録確認機関に納付しなければならない手数料の額は、前条に規定する額とする。

#### 第四章 雑則

#### 附則

この政令は、道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

## 理由

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、限度超過車両の登録等に係る手数料の額を定める必要があるからである。